

議題（2）

学校部活動の地域移行による
新たな環境としての
「周南市文化・スポーツ活動」について

学校部活動の地域移行による 新たな環境としての 「周南市文化・スポーツ活動」

第1回周南市文化・スポーツ活動推進協議会 (R4. 10. 27)

秋月中学校における地域指導者による部活動指導



周南市教育委員会

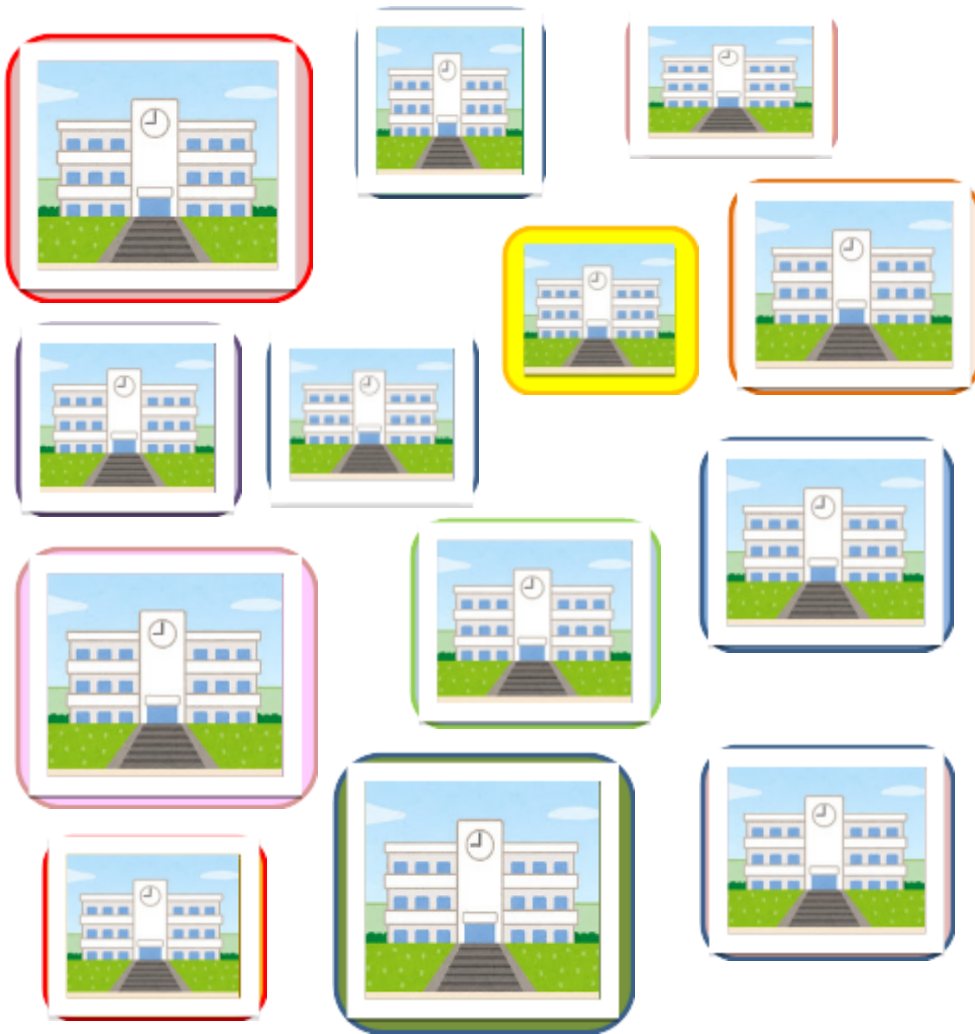
「周南市文化・スポーツ活動」とは

- 周南市内の中学生の「やってみたい」に応える多様な活動
- 多様な文化・スポーツ活動に、多様な地域で、多様な人とともに参加できる活動

学校単位から



周南市全域へ



周南市内 13中学校





「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」における 共通認識事項

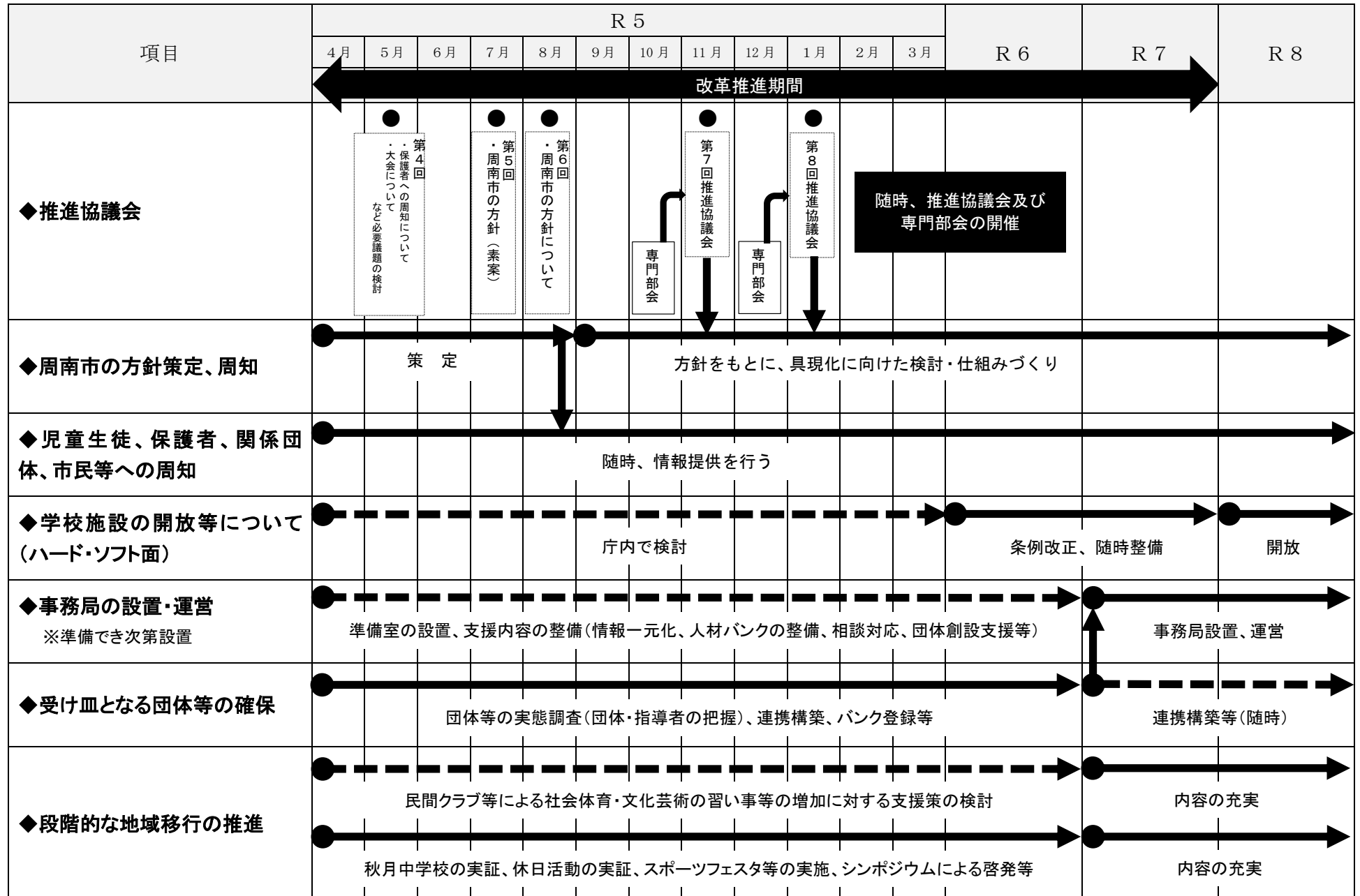
- ① 令和8年度からの地域移行開始をめざす
- ② 市内全域を対象とした地域移行を行う
- ③ 平日、休日を一体とした地域移行を行う
- ④ 事務局を設置した仕組みづくりを行う

「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」において 協議された課題

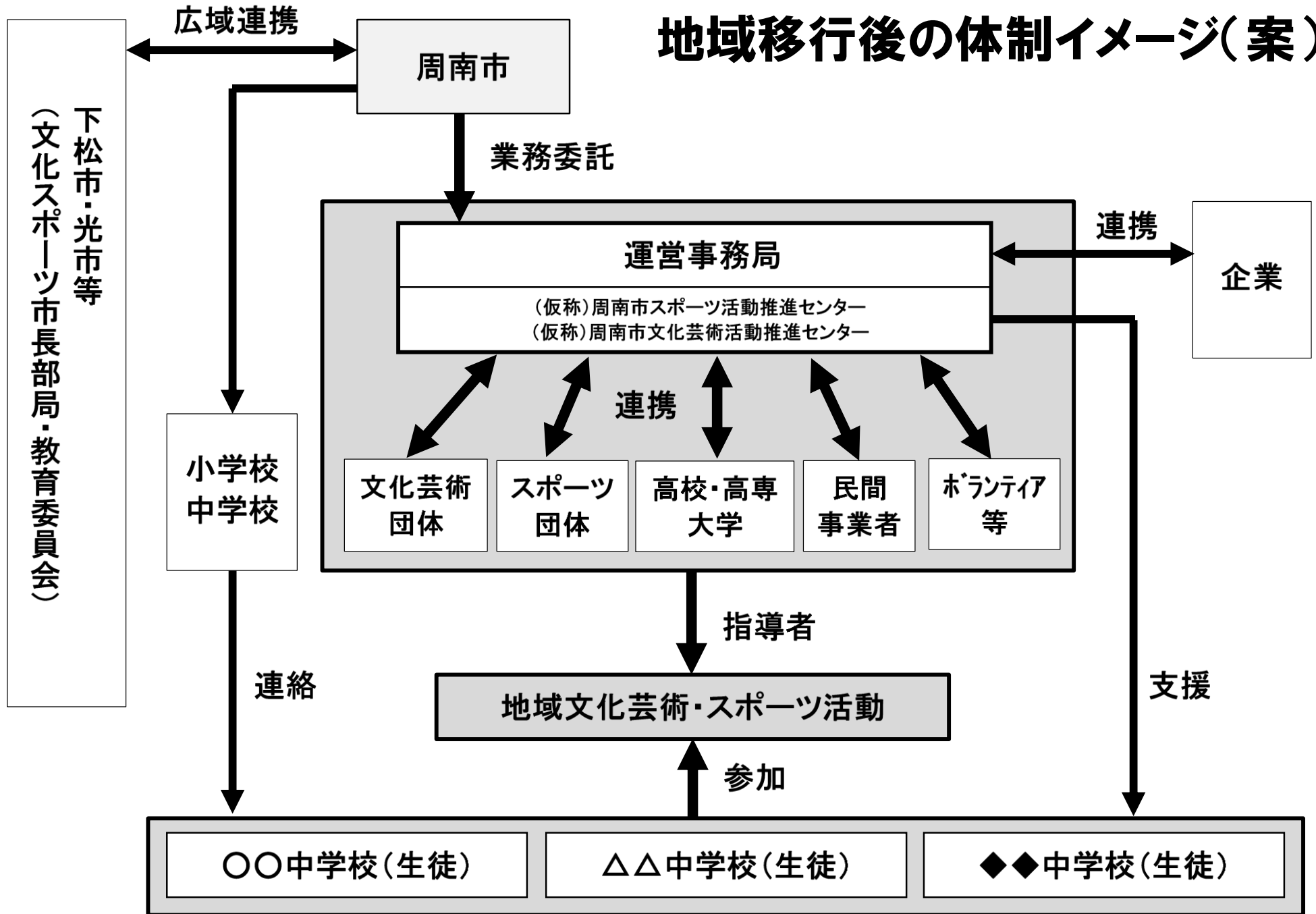
- 地域団体等（受け皿）の確保
- 指導者の確保（質・量）
- 教職員の兼職兼業
- ガイドラインの策定
- 中山間地域及び都市周辺地域の活動機会の確保
- 活動施設の確保
- 活動費用・保険

中学校部活動の地域移行に係る主なスケジュール(案)

R5.3.13



地域移行後の体制イメージ(案)



「周南市文化・スポーツ活動」への移行を加速させるために

○ 事務局機能の強化 ※現在、教育委員会と地域振興部

- ・ 地域団体、企業との連携
- ・ 市民への周知
- ・ 活動施設（学校施設）の確保・整備
- ・ 条例・規則改正 など

【広報活動】

- ・ シティプロモーション課

【ボランティア活動の導入】

- ・ 社会福祉協議会

【企業連携】

- ・ 商工振興課

など

○ 運営事務局機能の強化

※（仮称）周南市スポーツ活動推進センター

（仮称）周南市文化芸術活動推進センター

- ・ 地域団体確保、民間団体との調整
- ・ 人材バンク・指導者研修制度の創設
- ・ 新規団体創設
- ・ 利用登録・相談 など



「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
【概要】

(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

扱ひ：12月27日（火）
閣議後会見大臣冒頭発言後 解禁

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

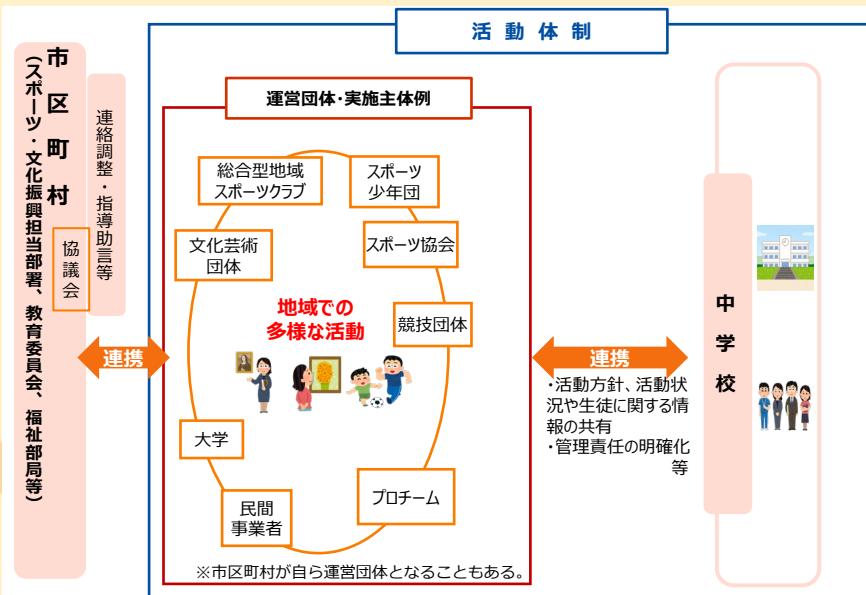
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

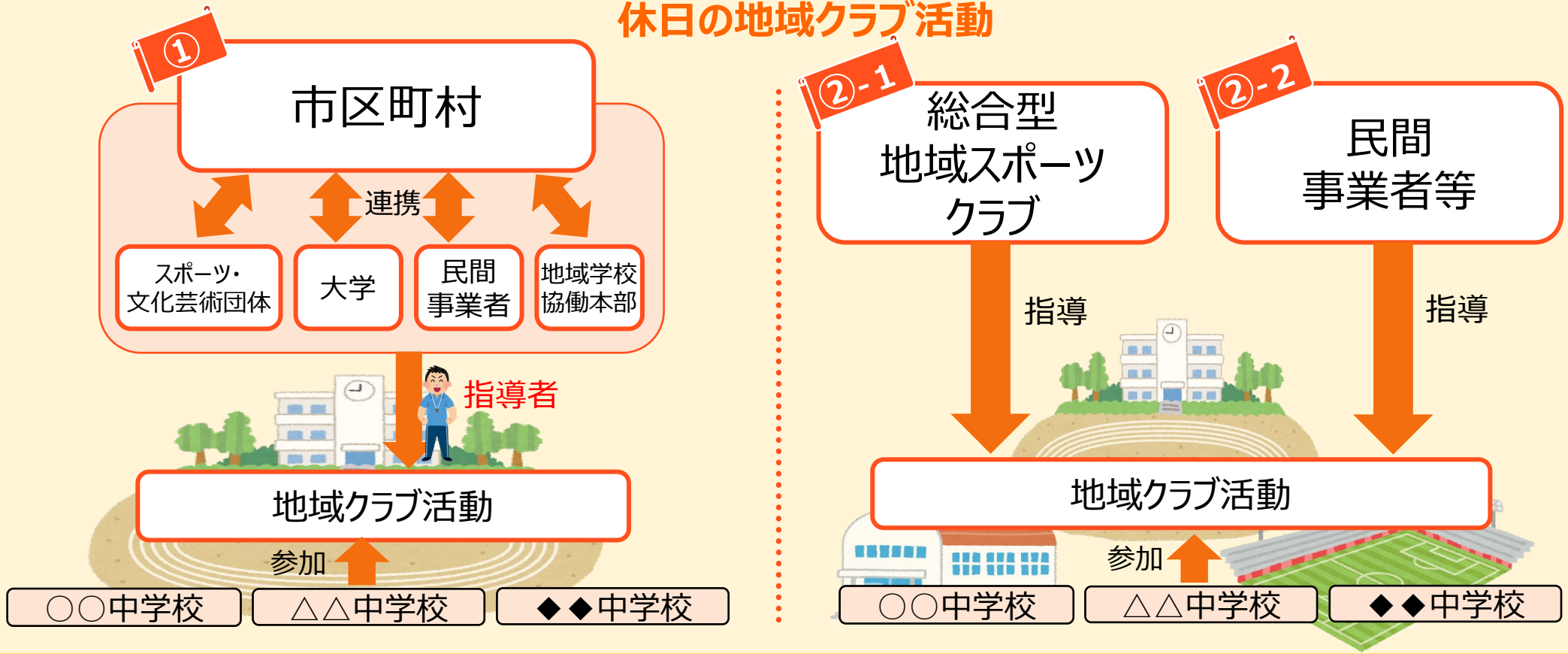
【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

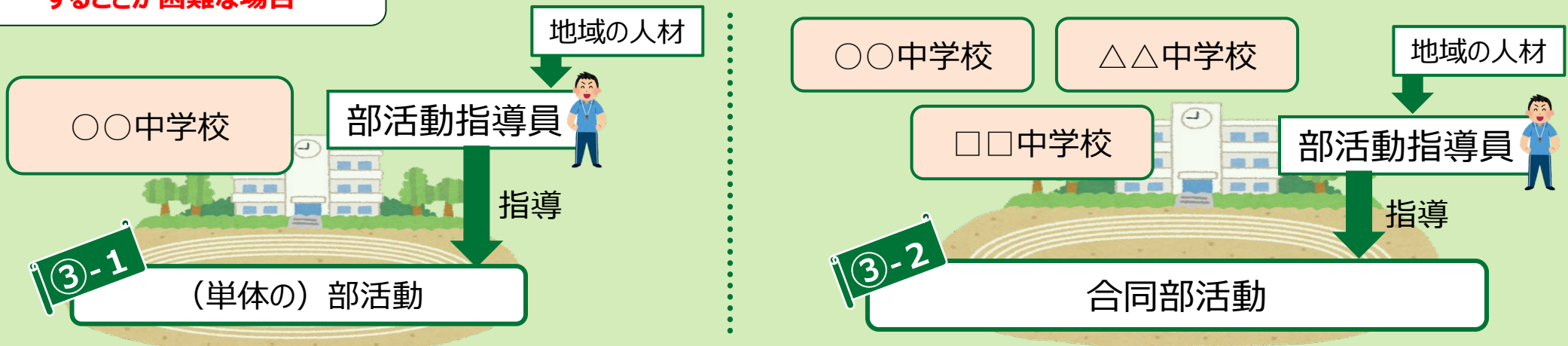


休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔都道府県：
人材バンクの設置〕

〔学校：教師の兼職
兼業の希望の把握〕

〔学校：学校施設の
開放〕

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

「周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱」

周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行（以下「中学校部活動の移行」という。）に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを推進するため、周南市文化・スポーツ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校部活動の移行に係る方針の策定に関すること。
- (2) 中学校部活動の移行に係る文化・スポーツ活動の仕組みづくりに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる機関及び団体等（以下「構成団体」という。）から選出された者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 構成団体の役職等をもって選任された委員の任期は、その役職等にある期間までとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、周南市教育委員会学校教育担当課長が務める。
- 3 座長は、協議会を総括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会の会議で協議された事項をさらに検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、座長又は委員が指名する者をもって組織する。
- 3 部会長は、部会員の互選とする。
- 4 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長が不在のときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 部会長は、専門部会での会議の経過及び結果を座長に報告しなければならない。
- 8 その他必要な事項は、座長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、周南市教育委員会学校教育担当課並びに周南市文化及びスポーツ担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

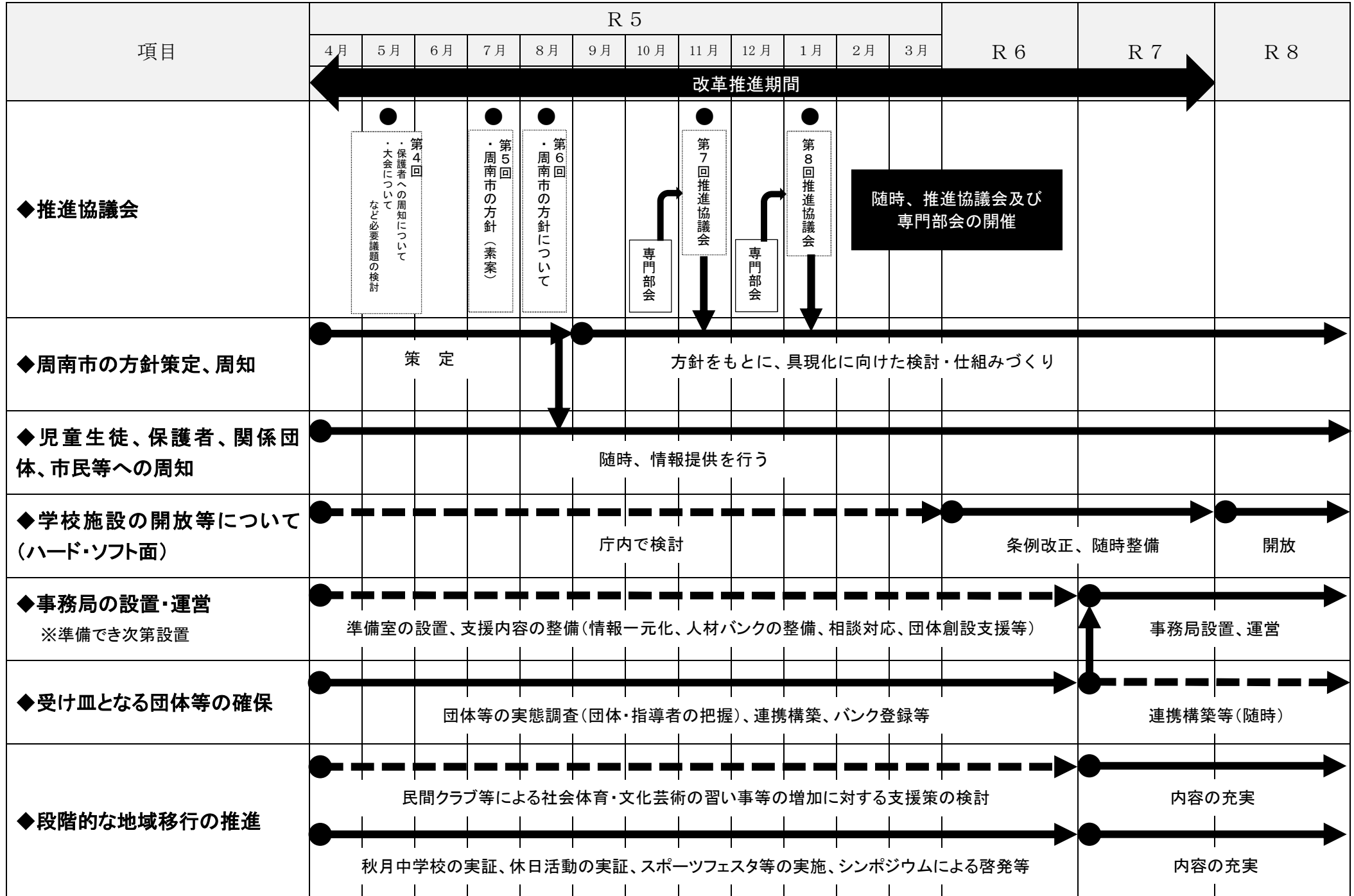
公立大学法人周南公立大学
公益財団法人周南市体育協会
周南市スポーツ振興委員会
周南市スポーツ推進委員協議会
周南市スポーツ少年団本部
総合型地域スポーツクラブくめくめ倶楽部
公益財団法人周南市文化振興財団
周南文化協会
周南郷土伝統芸能保存協会

認定特定非営利活動法人ACT SAIKYO
山口フィナンシャルグループ（山口銀行YMGUTS）
株式会社レノファ山口
周南市中学校体育連盟
周南市中学校文化連盟
周南市PTA連合会
周南市小学校長会
周南市中学校長会
山口県高等学校長会徳山支部
徳山工業高等専門学校

中学校部活動の地域移行に係る主なスケジュール（案）

中学校部活動の地域移行に係る主なスケジュール(案)

R5.3.13



地域移行後の体制イメージ（案）

地域移行後の体制イメージ（案）

R5. 3. 13

